

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第13回 議事概要

1 日時：平成19年3月29日（金）16：30～18：00

2 場所：総務省 第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、稲葉 悠、岩浪 剛太、植井 理行、大淵 哲也、華頂 尚隆、河村真紀子、岸上 順一、佐藤 信彦、椎名和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、高橋 伸子、高田 真治、田胡 修一、所真理雄、土井美和子、中島不二雄、中村伊知哉、長田 三紀、生野 秀年、福田 俊男、堀 義貴、依田 巽
（以上28名）

（2）オブザーバー

杉原 佳堯（インテル株式会社）、竹井 淳（インテル株式会社）、中村 吉二（社団法人日本音楽事業者協会）、野中 康行（株式会社東芝）、畑中 康作（インテル株式会社）、松岡 達雄（日本電信電話株式会社）、元橋 圭哉（NHK）、安江 憲介（株式会社三菱総合研究所）

（3）事務局

小笠原情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室長

（4）総務省

鈴木情報通信政策局長、寺崎政策統括官、中田官房審議官、勝野官房審議官、吉田放送政策課長、藤島地域放送課長、佐藤情報通政策課長

4 議題

（1）いわゆる「コピーワンス」の今後の取り扱いについて（2）

- 小笠原コンテンツ流通促進室長より、資料1に基づき、当面の課題整理（素案）につき説明。
- 土井委員より、資料2に基づき、COG（コピーワンス）の見直しにおける代替案につき説明。
- EPNの場合、新たなコスト負担は原則なしとある、放送事業者がEPNを採用した場合、設備改修や、番組調達コストで相当程度の負担になる。
- この委員会の目的が、デジタル放送を2011年までに早期に普及させること、放送コンテンツを、インターネットその他パッケージメディア含め多様な活用を行い、デジタルコンテンツの流通を促進すること、の2点だとすれば、アナログ時代にできたこと

と全く同じではない新しいコンテンツ流通秩序が求められている。それなしにはデジタル放送の普及もデジタルコンテンツの流通も立ち行かないのではないかという視点を共通認識としておきたい。

- アナログ時代とは違う、デジタル流通ゆえの新しい秩序とは、実効性、効力のあるコンテンツ保護施策とその運用と、利用者あるいは視聴者の利便性をどうバランスさせるか、どう両立させていくかということ。そのためにどのような技術的手段があるのか、どのような運用の方法があるのかということが議論されている。
- 放送局としては放送番組を二次利用したいという重いから、放送番組を保護したい、放送番組は知的財産であるということを申し上げてきた。さまざまな課題があり、現状必ずしも十分にできていないが、視聴者、受信機メーカー、権利者と一緒に議論し、一定の合意が得られるならば、放送番組を保護すると同時に利便性をあわせた解決を図る、促進する努力も必要と考えている。
- 現在放送法の改正作業が行われる予定になっているというが、改正法が成立すれば、放送局として、放送番組を見逃してもインターネットでVODのような形で視聴できる、あるいは過去の人気番組を視聴できるといった機会を作っていきたいと考えている。そのためにも放送番組を実効的に保護していくことが必要である。
- すべての番組をE P Nにすることはとり得ないと考えているが、教育番組の一部など、社会的、公共的ニーズを持ったものについては、出演者等権利者との契約方法の見直し等により、E P N化していくことを積極的に検討していきたい。具体的な、番組の種類や時期については、編成権にかかわるため事前に示すことは難しいが、方向性として、全ての番組を提供できるわけではないが、放送、インターネットを問わず、社会的に意義がある、役に立つ番組、映像素材については、広い利用を前提とした提供を行うことも公共放送のこれからの役割の1つだと考えている。
- 放送番組とは、受信料あるいは広告料を使って制作しており、リアルタイム視聴を前提としている。当然私的利用、私的録画はユーザーの利便性としてこれまで行われており、デジタル時代にあっても私的利用は最大限に尊重されなければならない。しかし、あくまでも私的利用を超えた利用は、コストを負担をする側として想定しておらず、別途のコスト負担にご理解いただきたい。放送は無料、あるいは受信料を払っているから、自分たちの好きにしていいいわけではない。
- 放送事業者として、インターネットへの送出制限のみで世代管理ができない、コピー制限ができないE P Nには反対する。世代管理ができるCOG枠内での改善がどうできるかということについて、関係者の納得が得られる方向で議論が進められることを期待している。事務局資料のⅡ④「『COG』の考え方の適用+何らかの制限」について、制

限という中身によっては検討に値すると受け止めている。

- 放送事業者として、すべての番組をE P Nにすることは困難である。また、I ②の放送番組の性格に応じたE P Nと他のコピー制御方式の併用については、検討は行っているが、設備変更によるコスト増や、権利者との調整に伴う編成・制作上の制約、運用上のトラブル、損害賠償の発生可能性等が想定され、要望の強い番組についてE P Nとすることは非常に困難であるため、わざわざ一部の番組をE P Nにする方策をとらずとも、II ④「+何らかの制限」という中身次第では、自主的に視聴者の要望、ニーズに応えられるのではないかと。放送番組の取り扱いについては、受信機側の対応により相当数カバーできるのではないかと認識を持っている。
- 関委員より、資料3に基づき、著作権保護のエンフォースメントにつき説明。
- 公正な利用、私的な利用の範囲外のことをしてはいけないことは明白であり、普通の人に無制限にコピーするような人はおらずコピー制限は必要がない。実効性の面からも、違法複製の大きな被害を、技術的保護だけで防止できるのか疑問である。また、啓蒙・教育に関しても、機械が仕組みを持っていなければ、違法にコピーする子供になるだけであり、論点が違うのではないかと。保護をかけることはナンセンスである。
- 調達の困難さや、権利者の強い要望ということから、全ての保護の撤廃を主張する気はないが、なぜ一律に保護をかけなければならないのか。報道・教育に関しては、E P Nはおろか、エンフォースなどをかけて放送すること自体が間違っている。アメリカの地上波放送ではニュースをE P Nすらかけずに流しているように、無理という言葉は信じられない。
- 放送事業者、権利者の主張する著作権は、金銭に換算できる価値としての著作権と、子供がかいた絵にも著作権がある、という意味とがまざっている印象を受ける。保護すべき著作物の判断は、公共性で判断すべきである。公正な利用、私的な利用に関しては全く制限を加えないという態度が公共性が求められている地上波の放送局には求めたい。
- E P Nとその他の制限方式の併用について、民間放送事業者は、トラブルやコストが発生するため困難だと主張するが、消費者にもトラブルもコストも発生することは明白であり、現在も既に発生している。なぜ放送局だけが、トラブルやコストについて主張できるのか。検討の経過については、NHKもあわせて、今後も随時、視聴者に対しオープンにさせていただき、引き続き機会を設けていただきたい。
- 受信機の対応に関し、II ①あるいはII ④のような強い保護を残す形にするのであれば、ぜひとも一律な運用ではなく、公共性の高いものに関してはE P Nのような運用にかえるといった併用運用とすることを強く求めたい。

- 放送事業者が、アナログ時代とできることは全く同じではないと主張するが、消費者も同様に考えており、私的利用の範囲で、負担をあまり感じられないような形での制限を考えていただきたい。
- メーカーは、消費者向けのビジネスをやっているにも関わらず、建設的な意見がなかったことは残念だ。すべてのメーカーが同じ方式でやるのか。メーカーに良心があれば、消費者に向けて利便性を高める選択をするのも当然のことであり、一律にやらないと決めるのは、別の法律に触れるのではないか。
- 昨年の夏よりE P Nを主張し、資料2でもE P Nには何も問題がないように書かれているが、E P Nで反応しない機器は本当はないのか、トラブルは全くないと言えるのか、メーカーに回答いただきたい。
- 事業者と消費者では、情報量も交渉力も格差があり、消費者は細かい技術的な要望は申し上げられない立場である。既に非常に不都合が発生しており、我々エンドユーザーへの最終的な負担が益々大きくなる前に、すばやい対応をお願いしたい。検討状況として、対応の可否について細かく精査していないのであれば、これまでの間何をしてきたのか。単にできない、新たなコスト負担がどうのではなくて、細かいものを出していただかない限り、消費者はこれ以上意見を言うことはできない。
- 権利保護情報の遵守方式について、B-CASなのか新しいRMP方式なのかは、そちらの関係者だけでお決めになるのではなく、消費者、権利者なども含めてきちんと協議するというを確認させていただきたい。
- 放送局は、E P Nは大変だ、ただE P Nにするといっても簡単ではないので、視聴者がある程度満足できるような程度のルール改正で我慢してくれといっているのか。メーカーは、事務局説明案③は可能だが、個数制限は大変ということなのか。権利者の意見もあり、消費者の私的利用の範囲では非常に使いやすい機器であるべきであり、様々なサービスが受けられるべきといった意見もあるが、全ての関係者が何かを負担しながら決めていくことになる。本当にメーカーが立ち行かないほどの負担になるのか、④への対応は完全に難しいことなのか早く明確になり、早い段階で決着をつける必要がある。
- 年配の方が多いグループでは、地デジ対応を既に済ませているという方は1割しかいなかった。残りは詳細もわからず待ちの段階であり、そういった消費者がよりよい選択ができるのはいつなのかということがきちんと提案されないと、大変なことになる。
- ルールとエンフォースメントは違うということだが、利用者の利便性と実効性のあるコンテンツ保護のバランスをとるということから言えば、エンフォースメントの方式も、消費者にとって大きな影響のあることだと考えている。今後も、消費者も一緒に検討をさせていただきたい。

- 「個数制限」と「枚数制限」の違いは、ハードディスクに固定されるのが1個目であり、DVDは2個目、3個目になるという意味で違うということか。枚数制限という言い方が悪いならば、個数制限に変えてもいいと思うが、このやり方が、今までの議論の中でおぼろげに落とすところとして出てきた話ではないかと思っている。
- 「世代数制限」は、世代制限ができないのでは困る、あるいは消費者から、無制限なコピーを望んでいるわけではない、必要な枚数を保護ルールが存在を意識しないで使えるような状況があればいい、といった話がでた結果でてきた案であり、コピー世代数制限は、保護レベルでは、COG蓄積の下側に回るべきものであって、ここで問題にすべきではない。
- 現行のコピーワンスルールの使い勝手の悪さ、ムーブの失敗等の商品の欠陥を見直すことを前提でこの会議が始まった。メーカーは、DTCPとの関連でEPNしか選択し得ないと説明していたが、ハードディスクとDVDレコーダーが同一筐体にあるものについては、DTCPのルールに縛られないということがわかり、DTCPのCOG運用に何らかの枚数制限を加えるところで話が落ちてきた。個数制限で、今後何らかの検討の余地があると理解していいのか、メーカーに確認したい。
- 世代数制限は、DTCP、ライセンスに関して改定が必要になる。また、個数と枚数に関しても、ハードディスクに記録する部分を数え流必要がある。
- 方式の変更による視聴者のコストとして、買い換えが必要となるのは、バージョンアップしたい場合の買い換えであり、買い換えないと見られない、映らないといった、絶対的に必要な買い換えではないのかを確認したい。
- 方式の変更に伴う機器の買い替えに関しては、現行のものでも、再生、ムーブが可能であるため、視聴するために絶対に買い替えが必要となるわけではない。
- 技術的な詳細は技術者同士、メーカーと放送局で行う必要があるが、このままでは勝手にやったと言われることになるため、何らかの枠組みを得ない限りは、放送局側と、一体何ができるのか、本当にそれは可能なのか、といった議論ができない状況にある。
- 個数制限方式に関し、ワーキンググループを設置し、技術的な詳細として、1回の定義をどうするのか、編集で一部コピーしたのも1回と数えるのか、それも含めた上で何回とするのかといった、運用既定改定に属する項目について検討していく余地があるのかないのか、JEITAにお答えいただきたい。
- 方式の変更に際し、難しいのはライセンスが絡んでいるため。JEITAはライセンス団体ではないため、なかなか手が出せない。それ以外の、運用既定の改定や要件整理、受信機開発云々といったところは、当然、技術的検討が可能である。
- 同一筐体の場合は、DTCPルールに縛られないと確認されたのではないのか。同一

筐体機器の開発するに関しては、D T C P ・ C P R M等の規格改定を要しないという理解で議論を進めてきたのではないのか。

- ライセンスの変更については、必要かどうか一応の確認が必要。D T C Pのみならず、今の運用既定は十数種類の方式が書かれているため、すべてに対して精査しているわけではない。C O Gのままの蓄積に対しては不要であるが、個数制限についてはルール要不要について確認が必要となる。
- メーカーはコスト負担を強調しているように受け取るが、権利者などコンテンツホルダーが守りたい、消費者ができるだけ支払いたくない、メーカーがコスト負担をしたくないという3つの調整の場としてここに落ちてきている。全ての関係者が痛い中で結論を得ようとしており、何らかの建設的な方向に行くことがよいのではないのか。
- アナログ時代は、V H Sに予約・コピーし、媒体がすり切れるまで使用し、タイムシフト等その他の複製で視聴していたが、デジタル時代では大容量のハードディスクドライブが登場し、まずはハードディスクドライブに複製することが主流になっており、劇場用映画のタイムシフト視聴という観点からは十分であり、外に出す必要があるのか。映画製作者として、劇場用映画は原則コピーネバーのスタンスは変わらない。
- 地上デジタル放送の複製保護という観点から、受信機対応で、いわゆる「コピーワンス」(現行方式)が導入され、不具合からE P Nが提案されたわけだが、これにもいろいろな問題が絡み国際標準のC O Gまで来た。しかし、いずれにしても非常に極端な選択を強いられるわけであり、ここに集まっている関係者の完全な合意は得られないのではないのか。そのような状況でC O G+何らかの制限が、折衷案として提唱されており、ここを落としどころとしなければ、この会議は終わらないのではないのか。
- 「C O G」+何らかの制限で落ち着くのではないのか。この会議も非常に回数を重ねて時間もたっており、急ぐ必要があるのではないのか。権利者から利用者側、あるいは放送局、ハードメーカーも歩み寄り、座長に英断を振るっていただくことになるのだと思うが、この辺でお互いにソフトランディングできる場所を見つけたらいいか。
- 放送番組は、リアルタイム視聴を目的に提供されており、一過性の利用を前提に提供されているため、コピーされる段階で枚数制限のないE P Nというのはあり得ない。C O Gについても、1世代で枚数制限なしというのは、音楽C Dで導入しほとんどコピープロテクションの用をなさなかった、完全にしり抜けになったという実態もあり、海賊版等の防止には有効に機能しない。「C O G」+何らかの制限で詳細を検討していくべきである。
- 非常に長い時間をかけ3年間も議論し、当初のコピーワンスが問題、少なくとも何らかの形に変え流必要があるという共通認識はできた。変更内容で意見の違いはあるが、

もう結論を出すべきである。端末はどんどん出荷されており、方式変更に対するその後の影響がどんどん大きくなっており、早く決着をつけなければコストが増加する一方である。

- 3年間も結論もなしに議論を重ねてきた責任が、委員にも主査にもある。もう3年も議論しており、民主的なルールの中において決をとるということも仕方がないのではないか。反対があれば反対意見をクリアに書き、上部部会で決定するという形をとることになっても、この場では十分ではないかと考えている。
- 3年間の議論でそれぞれの立場が少しずつ譲歩されてきたが、メーカーが一步踏み出していない状況に思える。現行COGでも、EPNでもなく、その中間を探ることについて、現行機種は新しく検討され実装される恩恵は受けられないということを認めなければメーカーは検討できないのではないか。それぞれの立場で検討を行い確認し、なるべく早く新しい方式の検討に実質的に入る段階に移っていただきたい。
- 時間や労力、精神力などさまざまな意味でのコストを使った非常に深い検討により、難しい技術の問題などもこの場では概ね共有できるようになった。今の段階で、新しい技術の可能性を全て検討することは難しいが、基本的にCOG（コピーワンス）の見直しにおける代替案として検討してきた、具体的な何らかの制限についても提案できる段階まで議論は出尽くしたと考えている。可能な限りあいまいさを排除した提案を次回以降させていただきたい。皆が満足する答えにはならないと思うが、各立場からの議論は、ここまでにしたい。

(2) 今後の検討スケジュール

- 小笠原コンテンツ流通促進室長より、資料4に基づき今後の検討スケジュールにつき説明。

以上